

令和6年11月26日

住宅局住宅戦略官付

「令和6年空き家所有者実態調査」にご協力をお願いします ～所有する空き家の管理状況や利用意向などについてお聞かせください～

空き家の管理状況、利用意向などを把握するため、5年ごとに調査を行っており、今回は11月下旬～12月下旬に実施します。

空き家を所有されている方が対象となります。ご自宅に調査票が郵送にて届いた方におかれましては、空き家に関する施策を推進するため、調査にご協力をお願いします。

1 調査の目的

空き家を所有している世帯を抽出して、空き家の管理状況や利用意向などを調査することにより、国及び地方公共団体における空き家に関する基本的施策を推進する上での基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は昭和55年から概ね5年ごとに統計法に基づき実施している一般統計であり、今回で10回目となります。

2 調査の対象

総務省が昨年10月に実施した「令和5年住宅・土地統計調査」※において「居住世帯のない住宅（空き家）を所有している」とご回答いただいた世帯の中から、全国で約1万3千世帯を無作為に抽出して調査の対象としています。

両調査のデータを結びつけて集計・分析することにより、住宅・世帯の実態と空き家の管理状況や利用意向などの実態との関係性を明らかにすることができます。

※住宅・土地統計調査（総務省）

：住宅及び住宅に居住する世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査で、総務省が5年ごとに実施しています。詳細は総務省ウェブサイトをご参照ください。

（総務省ウェブサイト） <https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

3 調査の時期・方法

令和6年11月下旬から順次郵送にて調査票を配布し、オンラインまたは郵送にて回収する方法により行います。

ご回答いただいた調査票は適切に管理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

4 主な調査項目

- (1) 所有している空き家の基本的情報について
- (2) 空き家の取得経緯について
- (3) 空き家の管理状況について
- (4) 空き家の利用状況について
- (5) 今後の空き家の利用意向について

5 調査の体制

国土交通省が民間の調査会社に業務を委託し実施します。

(調査委託先)

ランドブレイン株式会社 令和6年空き家所有者実態調査事務局

本社所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル

電話：0120-502-138（フリーダイヤル 10:00～18:00（日曜日・水曜日除く））

6 調査結果の公表

令和7年12月頃までに、国土交通省ウェブサイト等において公表する予定です。

※前回の（令和元年）空き家所有者実態調査については、下記よりご覧いただけます。

■調査結果（概要）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001378475.pdf>

■調査結果（詳細）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001377049.pdf>

■統計表（e-Stat）

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600640&result_page=1

7 調査結果の利用

調査の結果は、国、地方公共団体等が空き家に関する基本的施策を推進する上での基礎資料として利用されるとともに、広く国民一般の利用に供されます。

(問い合わせ先)

住宅局住宅戦略官付

電話 03-5253-8111（代表）